

議案第60号

関市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

関市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年6月3日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

福祉医療費の助成対象者の範囲を改めるため、この条例を定めようとする。

## 関市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

関市福祉医療費助成に関する条例（昭和59年関市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号イ中「障害の程度が1級から3級に相当すると医師が認めたもの」を「その結果アに該当することとなるもの」に改め、同項第4号中「のうち、その父の前年の所得（1月から9月までの間に受ける父子医療費については、2年前の年の所得とする。以下この号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に定める額未満であり、かつ、その父の配偶者及び扶養義務者（当該父と生計を同じくする扶養義務者に限る。）の前年の所得が施行令第2条の4第5項に定める額未満である者（災害その他やむを得ない事由により、市長がこの号に規定する所得と同程度と認める場合を含む。）」を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第2号の規定は、施行日以後に身体障害者手帳の交付申請を行う者について適用し、施行日前に身体障害者手帳の交付申請を行った者については、なお従前の例による。